

横浜特定複合観光施設設置運営事業  
募集要項に関する質問への回答 (2/4公表分)

No.	資料名	頁	項目番号			質問項目	質問内容	回答	
1	募集要項	31	5	2	(2)	ウ	参加資格通過者に対する書類開示	⑤の事業条件書に関する質疑応答だけは、競争的対話より先行して行えるようにできないでしょうか。	競争的対話に先行して、資格審査通過者のうち応募企業又は代表企業から、事業条件書に関する質問を受け付け、2月中に回答します。ただし、案件によっては、2月中に回答できない場合もあります。 質問の受付及び回答の公表に関するスケジュールについては、2月8日(月)以降、ホームページに公表します。
2	募集要項	31	5	2	(2)	ウ	資格審査通過者に対する書類開示	市は、参加資格要件を充足し、参加資格審査を通過した者(以下「資格審査通過者」という。)から守秘義務誓約書の提出を受けた場合、当該資格審査通過者に対して、第1-4で示す②～⑦、⑩、⑫の書類(以下「守秘義務対象開示資料」という。)を開示するとありますが、参加資格審査の結果通知期間が3か月強設けられている中で、通過者には随時開示するというのでしょうか。	ご理解の通りです。
3	募集要項	31	5	2	(2)	エ	審査料の納付時期	審査料の納付時期をご教示頂けると幸いです。	4月以降を想定しています。
4	募集要項	33	5	4	(1)		参加資格書類	参加資格書類において、同一事業者が構成員と協力企業の両方に登録することは可能でしょうか(変更届出を含む)	応募グループ構成員、協力企業のどちらかに登録してください。なお、出資を予定する者が、業務の委託又は請負等も受ける場合は、応募グループ構成員として登録してください。
5	募集要項	33	5	4	(1)	オ(7)	応募グループ構成員の変更	応募グループ構成員が想定以上に増加して、資格審査書類提出時の応募グループ構成員の議決権株式がSPCの過半に満たない場合、貴市の承諾を得た上で、追加された応募グループ構成員が過半の割当てを受けることは可能でしょうか。	(7)～(E)の全ての要件を満たすことができずに応募グループ構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとし、市がその事情を検討の上、判断します。
6	募集要項	32	5	4	(1)	オ	応募構成員の変更	予定として記載する議決権保有割合を変更する場合も、この項目に該当するのでしょうか。	ご理解の通りです。
7	募集要項	32	5	4	(1)	オ	応募構成員の変更	予定として記載する議決権保有割合を変更する場合も、この項目に該当する場合、5月18日以降議決権保有割合も変更できないことになるのでしょうか。	ご理解の通りです。
8	募集要項	-					構成員の変更	応募グループ構成員を変更する場合の受付の締切日は5/17と考えてよろしいでしょうか	No.7をご確認ください。
9	募集要項	32	5	4	(1)		応募者の構成	代表企業は、主要となる応募グループ構成員のうち1社とされていますが、「主要となる」にはSPCへの5%以上の出資等、具体的な要件があればご教示いただけますでしょうか。	代表企業の要件は定めていません。 主要となる応募グループ構成員のうち、市との窓口を担うのに相応しい者を定めてください。

No.	資料名	頁	項目番号				質問項目	質問内容	回答
10	募集要項	32	5	4	(1)	オ	応募者の構成	参加資格審査書類提出期間中は、参加資格審査通過後に市と協議し、市が認めた場合に応募グループ構成員が変更できると規定されております。また、設置運営事業予定者選定後は原則、変更が認められないと規定されております。これらの間の期間（参加資格審査書類の受付終了から設置運営事業予定者選定までの期間）については、特段の規定はありませんが、構成員の変更は可能でしょうか。	ご質問の期間（参加資格審査書類の受付終了から設置運営事業予定者選定までの期間）は、構成員の変更は認められません。
11	募集要項	33	5	4	(1)	オ	定義確認 (会社支配)	「応募企業若しくは応募グループ構成員を支配しているものが変更された場合（応募企業若しくは応募グループ構成員が新たに第三者に支配された場合を含む。）」とあるが、「支配している」「支配されている」というのはどのような状態を指すのか。会社法（平成十七年法律第八十六号）に定める「会社経営を支配」と同じ意味と考えてよいか。	ご理解の通りです。
12	募集要項	33	5	4	(1)	オ	応募者の構成	(ア)には「資格審査書類時の応募企業又は応募グループ構成員が、合計してSPCの議決権株式の過半の割当てを受ける範囲内であること」と記載されておりますが、資格審査書類として提出する様式集P10の「議決権保有割合表」には、応募企業又は代表企業と代表企業以外の応募グループ構成員の議決権保有割合（予定）の合計が、議決権株式の過半を超えていれば良いという理解で宜しいでしょうか。	資格審査書類として提出する（様式2-3）の「議決権保有割合表」には、応募企業又は代表企業と代表企業以外の応募グループ構成員の議決権保有割合を合算して、100%となるように記載してください。 その後、代表企業以外の応募グループ構成員が変更された場合は、第5-4-(1)-オを踏まえ、変更後の応募企業又は代表企業と代表企業以外の応募グループ構成員の議決権保有割合の合算が100%となるように記載してください。
13	募集要項	34	5	4	(1)	オ	応募者の構成	応募グループ構成員を変更する場合の条件として、「(ア) 資格審査書類提出時の応募企業又は応募グループ構成員が、合計してSPCの議決権株式の過半の割当てを受ける範囲内であること。」とありますが、途中、グループ構成員を追加などで変更する場合、最初に応募した応募企業又は応募グループが、議決権株式の過半の割当てを受けなければならないということでしょうか。	ご理解の通りです。
14	募集要項	32	5	4	(1)	カ	応募辞退後の他の応募グループへの参加	本項では、資格審査書類を提出している応募企業又は応募グループ構成員が、他の応募企業、応募グループ構成員又は協力企業となることが禁止されておりますが、応募を辞退した後であれば他の応募グループへの参加や協力企業となることは可能であることをご確認ください。	第5-4-(1)-カの通り、設置運営事業者の議決権株式総数の5%以上の出資を行う予定の者等は、他の応募企業、応募グループ構成員又は協力企業となることは認められていませんが、応募を辞退した後であれば、他の応募企業、応募グループ構成員又は協力企業となることが可能です。
15	募集要項	33	5	4	(1)	カ	他グループへの参画	応募グループ構成員のうち、設置運営事業者の議決権株主総数の5%以上出資を行わない場合（カジノ事業の運営を行う予定の者又はその者若しくは設置運営事業者の議決権株主総数の5%以上の出資を行う予定の者と資本金若しくは人事面等において一定の関連のある者（括弧内省略）にも該当しない）には、同時に他の応募企業、応募グループ構成員又は協力企業となることは認められるのか。	認められます。

No.	資料名	頁	項目番号			質問項目	質問内容	回答
16	募集要項	33	5	4	(1)	カ 他グループへの参画	資格審査書類を提出したのち、「設置運営事業予定者の議決権株主5%以上の出資を行う予定の者、カジノ事業の運営を行う予定の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において一定の関連のある者」でなくなった場合には、他の応募グループ構成員又は協力会社になることは認められるのか。 (例えば、当該応募グループから撤退した場合)	認められます。
17	募集要項	33	5	4	(1)	カ 他グループへの参画	応募グループ自身が資格審査書類提出後、提案審査書類を提出しない、参加を辞退した、または参加資格要件を満たさなくなった場合に、他の応募グループ構成員又は協力会社になることは認められるのか。	応募企業又は応募グループ自身が、参加を辞退又は参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該応募企業又は応募グループ構成員が、他の応募企業、応募グループ構成員又は協力企業となることは認められます。
18	募集要項	33	5	4	(1)	カ 協力企業の基準	「協力企業」は、「業務の委託又は請負等を受ける者（それらを受けようとする者を含む。）」として、「選任し提案書類に記載した者」とあるが、様式2-2に記載の「協力企業」に記載した者が該当すると考えてよいのか。具体的に協力会社として扱われる基準はあるのか。業務の委託又は請負等を受ける意思が資格審査書類提出時には明確ではない場合など協力企業としての該当性を判断するにあたり、明確な基準はあるのか。	様式2-2に記載の「協力企業」に記載した者が該当します。 協力企業については、募集要項に記載した以上の定義はありませんが、事業予定者選定後は、主要な協力企業の変更は、原則として、認められません。
19	募集要項	33	5	4	(1)	カ 応募者の構成	設置運営事業者に出資しない協力企業は同時に他の応募グループの協力企業になることは可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
20	募集要項	33	5	4	(2)	イ 定義確認 (役員等)	「ただし、同項の適用に限り含まれる者は除く。」とは、どのような意味か。	I R整備法第23条第2項において、「この項において同じ。」とされ、同項においてのみ「役員」の定義に含まれる者を除外する趣旨です。
21	募集要項	33	5	4	(2)	イ 定義確認 (役員等)	「役員等」の範囲については、I R法第23条第2項を踏まえ、提出者が任意に判断してもよいのか。市が想定する「役員等」の判断基準をご教示いただきたい。	「役員等」の範囲は、I R整備法第23条第2項の定義（ただし、同項の適用に限り含まれる者を除く。）によります。
22	募集要項	33	5	4	(2)	ウ 財産的基礎の有無の判断	本項で定める「財産的基礎」の判断対象は、当該応募者（又は応募グループ構成員）単体だけでなく、当該応募者（又は応募グループ構成員）の企業グループ全体で判断をしていただくことをご確認ください。ご質問の背景として、複合施設に関する実績要件（募集要項34頁から35頁）において、実績要件は応募者本体でなく応募者の親会社又は連結子会社が実績を有する場合も含む趣旨の記載がある一方で、本項の要件についてはそのような親会社又は連結子会社については言及されていません。仮に、カジノ施設運営実績のある外国法人の日本子会社が応募者となろうとしている場合、その親会社の実績をもって実績要件は充たしうることとなる一方で、当該日本子会社単体で「本事業を健全に遂行するに足る財産的基礎」を充たせるものか判断がつかかねるため、「財産的基礎」とはその親会社についても考慮されることをご確認ください次第です。	参加資格要件は、当該応募企業又は応募グループ構成員単体で判断します。

No.	資料名	頁	項目番号			質問項目	質問内容	回答
23	募集要項	34	5	4	(2)	エ (サ) 協議会構成員が属する団体	協議会構成員が属する団体についてご教示ください。	横浜イノベーションIR協議会の構成員については、下記HPから確認してください。 ・横浜イノベーションIR協議会について <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/kyougikai.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/kyougikai.html</a>
24	募集要項	34	5	4	(2)	エ 応募アドバイザーの要件	※2において「選任し提案書類に記載した者」とあるが、提案書類に具体的に名称がでない場合には、応募アドバイザーとして扱われないのか。様式2-2「応募アドバイザー」に記載の会社のみが該当すると考えてよいのか。	応募企業又は応募グループがRFPにおける提案の支援を受けている場合は、様式2-2に記載してください。
25	募集要項	34	5	4	(3)	参加資格要件	※2に記載の施設はすべて含まれた複合用途から構成される一群の施設である必要があるか。記載の施設のうち、任意のものを複数含む複合施設であれば問題ないか。	※2に記載した全ての施設が含まれる複合用途から構成される一群の施設である必要があります。
26	募集要項	35	5	4	(4)	参加資格基準日	「参加資格審査確認基準日は、応募企業又は代表企業による資格審査提出日」とあるが、追加の応募者があった場合、また、但し書きにおける市の判断時期における基準日も同じと考えるとよいのか。	追加の応募者があった場合の基準日はご理解の通りです。但し書きの場合は、様式5-2の提出日若しくは参加資格要件を欠くに至った事実が判明した日のいずれか早い日以降に市が判断します。
27	募集要項	35	5	4	(5)	応募者	応募者がグループの場合、応募者は代表企業と構成員を指すと理解しておりますが、応募者以外の協力企業やアドバイザーはp.43に示されている、市の関係部署等への問い合わせが可能と理解してよろしいでしょうか。	協力企業や応募アドバイザーも、市の関係部署等への問い合わせは行わないものとします。 募集要項を修正します。
28	募集要項	37	5	5	(3)	イ 協力企業等の変更	提案内容を深度化する過程において、協力企業や応募アドバイザーの追加等変更を行う場合、その都度、協力企業等変更届出書や守秘義務対象開示資料の貸与等に係る書類を提出するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
29	募集要項	38	5	5	(4)	オ 応募企業等以外の者への開示	応募企業等以外の者が、守秘義務対象開示資料の貸与を受ける場合には、「第二次被開示者の名称等届出書」と誓約書の提出が必要になるとの理解ですが、誓約書を既に提出している応募企業の親会社・子会社や、第二次被開示者の親会社・子会社に対して守秘義務対象開示資料を共有したい場合でも、別途、会社名称を届け出、かつ、誓約書を取得する必要がないことをご確認させてください。また、届出が必要な場合、様式4-3の届出書には「協力企業」として記載すれば足りることもご確認ください。	応募企業の親会社・子会社、第二次被開示者の親会社・子会社であっても、商号又は名称等を届け出、かつ、誓約書をご提出ください。 届出書への記載は、便宜上、「協力企業」の欄に記載し、役割に「(応募企業若しくは第二次被開示者の名称)の(親会社若しくは子会社)」と記載してください。
30	募集要項	38	5	5	(4)	オ 協力企業等の変更期限	守秘義務対象開示資料を知る必要がある者(これから協力企業になる予定の者など)については、協力企業等変更届が提出されていなくても、第二次被開示者の名称等届出書(書面による誓約書の写し添付)が提出されていれば、資料を開示することができるという理解でよろしいでしょうか。	「第二次被開示者の名称等届出書」を提出した上で市から受理通知を受けていれば、協力企業等変更届が提出されていなくても、開示することができます。

No.	資料名	頁	項目番号			質問項目	質問内容	回答	
31	募集要項	38	5	5	(4)	オ	応募企業等以外の者への開示	守秘義務対象開示資料の開示先として、「守秘義務対象開示資料を知る必要がある最低限度の者（それらになろうとするものを含む。…）」とありますが、登録済みの応募グループの追加構成員になることを検討する者は、当該応募グループの代表企業から、守秘義務対象開示資料の開示を受けることができるかと理解してよろしいでしょうか。	「第二次被開示者の名称等届出書」を提出した上で市から受理通知を受けていれば、追加構成員になることを検討する者も、開示を受けることが可能となります。
32	募集要項	38	5	5	(4)	カ	守秘義務対象開示資料の破棄	第二次被開示者への守秘義務対象開示資料の開示手続きは応募企業等を通じて行いますが、「守秘義務対象開示資料破棄義務の遵守に関する報告書」は第二次被開示者から担当窓口へ持参又は郵送にて提出する理解でよろしいでしょうか。	「守秘義務対象開示資料破棄義務の遵守に関する報告書」については、応募企業又は代表企業から提出してください。
33	募集要項	38	5	5	(4)	カ	守秘義務	融資や保証を予定する金融機関は金融庁指導及び法令に基づき、これらの融資可否判断のために使用した資料等を最低10年間保管する義務があり、当該破棄義務はこれらの法令等遵守が優先適用されるという理解でよいか	ご理解の通りです。その際には「守秘義務対象開示資料破棄義務遵守の延期に関する誓約書」を提出してください。
34	募集要項	39	5	5	(5)		補足資料の公表等	市は、募集要項等を補足するための資料（以下「補足資料」という。）を公表又は貸与することができるとありますが、補足資料の内容はどのようなものを予定されているかご教示いただけますでしょうか。	現時点では補足資料の公表又は貸与の予定はありません。
35	募集要項	39	5	5	(5)		補足資料の公表等	補足資料は2021年4月以降非開示とされておりますが、2021年4月以降に参加を決めた応募企業または応募グループが知らないと明らかに不平等になる情報が補足資料に含まれている場合、2021年4月以降でも開示いただくことは可能でしょうか。	当該記載については、5月以降は新たな補足資料の公表又は貸与は予定していないという趣旨になります。5月以降に新たに参加資格を得る応募者に対しては、これまで公表又は貸与した補足資料を、他の応募者と同様に公表又は貸与します。
36	募集要項	39	5	5	(6)		競争的対話の影響	競争的対話の期間が3月から4月と記載がされており、資格審査の登録期間（2021年2月5日～5月17日）はそれ以降も行っていると認識している。競争的対話に参加をせずに、資格審査に応募することで、その後の審査での評価に影響はあるか。	競争的対話の参加又は不参加は、審査には影響を及ぼしません。
37	募集要項	39	5	5	(6)	ア	競争的対話の実施	第二次被開示者へは基本協定書（案）、実施協定書（案）、事業用定期借地権設定契約書（案）の開示は認められていません。一方で協力企業及びアドバイザーの同席は認められていますので、協力企業及びアドバイザーが競争的対話に同席する際はテーマを限定することになるのでしょうか。	協力企業又はこれらの顧問弁護士等に対しては、基本協定書（案）、実施協定書（案）、事業用定期借地権設定契約書（案）を開示することは認められません。競争的対話は、各回のテーマを限定して実施する予定であり、同席者は各テーマの対話に出席の必要がある者に限定してください。
38	募集要項	40	5	6	(2)		定義確認 （主要な協力企業）	応募グループ構成員の「追加」には、市と協議を行う旨記載があるが、構成員の一部が撤退することは許容されるのか。また、「主要な協力企業等」とあるが、その「主要」についての具体的な判断基準を定めているか。	構成員の一部が撤退することは認められません。「主要な協力企業等」の具体的な判断基準は定めていませんが、提案内容から市が判断します。

No.	資料名	頁	項目番号			質問項目	質問内容	回答	
39	募集要項	40	5	6	(2)	他グループへの参画	設置運営事業予定者選定後、選定されなかった応募グループに構成員として参加をしていた場合に、設置運営事業予定者のグループに再度参加する事は可能か。出資の可否やその他条件などがあるか。	第5-6-(2)に定める設置運営事業予定者の構成員の変更として判断します。	
40	募集要項	40	5	6	(2)	設置運営事業予定者の構成員の変更	変更するのに市の承諾が必要な主要な協力企業の範囲をご教示ください。工事の下請けや弁当調達先、提案書の印刷業者などは含まれないと考えてよいでしょうか。	No. 38をご確認ください。 ご記載の例示は該当しないと考えられます。	
41	募集要項	40	5	6	(2)	構成員の変更	その役割が、設計のみ、または施工のみ、あるいは設計施工のみである構成員が、開業後に役割を終えることで、構成員から離脱することは、構成員変更禁止の原則の例外という扱いはできないでしょうか。	事業予定者決定後の構成員については、第5-6-(2)に定める設置運営事業予定者の構成員の変更、及び、第6-3-(2)に定める設置運営事業者の株式の譲渡等により判断します。	
42	募集要項	40	5	6	(2)	設置運営事業予定者の構成員の追加	選定されなかった応募グループの構成員、又は参加登録したが応募は辞退した応募グループの構成員が、設置運営事業者の構成員に追加で加わることは可能でしょうか。	第5-6-(2)に定める設置運営事業予定者の構成員の変更として判断します。	
43	募集要項	40	5	6	(2)	設置運営事業予定者の構成員の追加	設置運営事業予定者選定後は、「別途市が定める日までに、応募グループ構成員を追加するに当たって」とありますが、「別途市が定める日」の具体的な要件をご教示いただけますでしょうか。	区域整備計画の作成スケジュールに支障がでないよう、市が定めます。	
44	募集要項	42	5	7	(2)	オ	提案内容の履行義務について	現時点で実証段階にある新技術や、提案後に行政折衝等が必要となる提案要素を、「技術開発状況・制度状況を鑑みたくえで導入する」という前提条件のもと提案した場合においても、履行義務は発生するのでしょうか。	原則、履行義務は発生します。 仮に提案内容を実施できなくなった場合には、別の手法により同様の効果を得られる事業を実施する等、代替手段を市と協議することが想定されます。
45	募集要項	42	5	7	(3)	ア	応募者名等の公表	市は、最初の資格審査結果通知日及び最終の資格審査結果通知日において、資格審査通過者数について公表すると思いますが、参加者を構成する企業の名称は公表されないという理解でよろしいでしょうか。	参加資格審査時点では、応募企業若しくは応募グループ構成員の名称を公表することは想定していません。
46	募集要項	43	5	7	(3)	イ	公表時期	提案審査書類の受付後の公表の想定時期はいつか。	提案審査書類受付の締切日である、6月11日を想定しています。
47	募集要項	43	5	7	(3)	ウ	公表範囲	すべての提案審査参加者を構成する企業の名称を公表するとあるが、関心表明として参加している場合や出資はせず、サービス提供として参加をしている場合でも企業名の公表は行うのか。どの範囲までの公表をするのか。	応募企業若しくは応募グループ構成員名の公表を予定しています。
48	募集要項	43	5	7	(3)	ウ	公表範囲	選定されなかった提案審査参加者も公表対象となるのか。	ご理解の通りです。
49	募集要項	43	5	7	(3)	ウ	設置運営事業予定者公表時	事前の承諾を得ることなく、全ての提案審査参加者を構成する企業の名称を公表すると思いますが、提案審査参加者に協力企業は含まれるのでしょうか。	No. 47をご確認ください。

No.	資料名	頁	項目番号				質問項目	質問内容	回答
50	募集要項	43	5	7	(3)	ウ	設置運営事業予定者公表時	「全ての提案審査参加者を構成する企業の名称を公表する」理由は何か。	選定の公正性及び透明性を確保し、市民への説明責任を果たすためです。
51	募集要項	43	5	7	(4)		市の関係部署等への問い合わせ	計画の成立を左右する根本的な部分（道路の位置づけの可否、建物高さやデザインに関する景観的指導など）について競争的対話のタイミングまで横浜市の関係部署への問い合わせができない場合、競争的対話の時点でNGとなると、提案提出までにリカバーできなくなる（もしくは選定後の計画修正も難しくなる）可能性があるため、計画の成立を左右するような問い合わせについては競争的対話の時期を待たずに受け付けていただけるような手続きを用意していただけないでしょうか。	競争的対話に先行して、資格審査通過者のうち応募企業又は代表企業から、I R区域内外の建築・基盤整備に関する内容についての市法令関係部署及び各施設管理者への質問を受け付けます。 質問の受付及び回答の公表に関するスケジュールについては、2月8日（月）以降、ホームページに公表します。
52	募集要項	43	5	7	(5)		市への寄付について	市に対して禁じられている「寄附」には市主催のイベント等への協賛や後援も含まれるのでしょうか。	市主催のイベント等へ金銭・物品等を支出・提供した場合は寄附に該当しますが、後援をいただくのみでは該当しません。
53	募集要項	43	5	7	(5)		寄付行為禁止範囲	「応募グループ構成員（なろうとする者も含む。）」については、市に対する寄附を禁じられているが、寄附の定義は何か。	当該寄附は、法人税における「寄附金」と同義で用いており、金銭、物品その他経済的利益の贈与又は無償の供与のことをいいます。
54	募集要項	43	5	7	(5)		寄付行為禁止範囲	寄附は、いかなる構成員も禁止する者か。議決権株式総数による制限は設けられないか。「なろうとする者」も含まれることから、すでに寄附を行ってしまった場合には、取り消すことで可能となる余地はあるか。	第5-7-(5)の通り、応募企業及び全ての応募グループ構成員は、公募期間中、市に対して寄附を行わないものとします。なろうとする者も同様とします。
55	募集要項	43	5	7	(5)		寄付行為禁止範囲	「直接・間接を問わず」とあるが、その定義および範囲は何か。（例えば、市の外郭団体としての範囲など）	当該規定は、市の外郭団体への寄附を禁止するものではありません。直接・間接とは、子会社を通しての寄附等を禁止する趣旨となります。

横浜特定複合観光施設設置運営事業  
募集要項に関する質問への回答 (2/4公表分)

No.	資料名	頁	項目番号			質問項目	質問内容	回答
56	様式	10				議決権保有割合表	予定する議決権保有割合は、どの時点で確定させる必要がありますでしょうか。またその場合、予定から変更する際の条件があればご教示ください。	予定する議決権保有割合表は、提出時点で確定してください。 なお、議決権保有割合表の変更については、募集要項第5-4-(1)-オを確認してください。
57	様式	13	2	5		代表企業への委任事項	応募グループ間で協議の結果、代表企業に委任する事項が変わった場合、任意に委任状を修正することは可能か。	代表企業への委任事項については、様式からの変更は認められません。
58	様式	14	2	6		代表者署名届への認証	本様式の注の通り、外国法人で印鑑を持たず、企業の代表者の署名によって代替する場合には、本様式をもとに代表者署名届出を作成し、公証人による認証を受けることが必要と理解しています。他方で、代表者署名届にて届け出た署名を用いて作成した他の提出書類それぞれについては、公証人による認証を取得する必要はないことを念のため確認させていただきます（仮に必要となると、膨大な事務的負担が生じますので、ご配慮を賜れますと幸いです。）。	ご理解の通りです。 代表者署名届にて届け出た署名を用いて作成した他の提出書類については、公証人による認証を取得する必要はありません。
59	様式	15	2	7		定義確認 (役員等)	「役員等」の範囲については、IR法第23条第2項を踏まえ、提出者が任意に判断してもよいか。市が想定する「役員等」の判断基準をご教示いただきたい。	「役員等」の範囲は、IR整備法第23条第2項の定義（ただし、同項の適用に限り含まれる者を除く。）によります。
60	様式	15	2	7		誓約の範囲	2. 記載「委託、請負又は本事業に関して締結する全ての契約の相手方」とあるが、「委託、請負」については、本事業に関することなく、誓約した時点における当該誓約者のすべての「委託、請負」事項が対象となるか。再委託、下請けなど二次的、三次的な相手方は対象となるのか。	委託、請負については、本事業と関係するかしないかに関わらず、全ての委託、請負が対象となります。 再委託先や下請けは誓約書2項の対象となりませんが、誓約書3項において、受託者等が誓約書1項のいずれかに該当することが判明した時は、当該契約を解除するため必要な措置を講じることが定められています。
61	様式	15	2	7		情報提供	5. 記載の事項について、「警察に提供」とあるが、提供先の警察は、「神奈川県警察」のことか。それとも「警察庁」ほか、幅広く提供されるのか。	神奈川県警察に対して提供します。
62	様式	15	2	7		情報提供	5. 記載の事項について、提供された情報は「警察」でどのように扱われるのか。	横浜市個人情報の保護に関する条例の規定に基づき適正に管理又は廃棄され、市の暴力団排除措置以外の目的には使用されません。
63	様式	15	2	7		情報提供	5. 記載の事項について、本公募の辞退、公募により選定されないなどに至った場合、提供した情報の取り扱いはどうなるのか。	No. 62をご確認ください。



No.	資料名	頁	項目番号				質問項目	質問内容	回答
64	様式	15	2	7		定義確認 (役員等)	※3つ目「役員の異動」があった場合とあるが、「異動」のみで、住所に変更があった場合は含まれるのか。また役職についての「異動」は再提出するものに含まれるか。	役員でなくなったり、新たな役員が就任したりした場合に、再提出してください。	
65	様式	15	様式	2	7	暴力団排除に関する誓約書	建設会社が誓約する場合、施工時の孫請け以下の連業者が抵触した場合、当該連業者に対して本誓約書3を履行すればよいのでしょうか。	請負人が、本事業に関してご質問の「孫請け」の事業者と契約し、当該「孫請け」の事業者が、誓約書3項に該当することが判明した場合、請負人と「孫請け」の事業者との契約を解除するため必要な措置を講じる必要があります。	
66	様式	16	様式	2	7	別紙 役員等氏名一覧表	「役員等」はどの範囲か具体的にご教示いただけますでしょうか。(例えば、代表権の有無、取締役の社内外、執行役員、理事、監査役、顧問等。)	No. 59をご確認ください。	
67	様式	16	様式	2	7	別紙 役員等氏名一覧表	本件への関与の有無に関わらず、「役員等」に該当する者は全て記載しなければならないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
68	様式	18	様式	3	1	応募グループ構成員変更申請書	構成員が、当初参加登録した応募グループを脱退し、別のグループに追加で加入することは可能でしょうか。	可能です。	
69	様式	18	様式	3	1	応募グループ構成員変更申請書	構成員が、当初参加登録した応募グループを脱退し、別のグループを新規に組成することは可能でしょうか。	可能です。	
70	様式	20	様式	3	2	協力企業等変更届出書	協力企業が、当初参加登録した応募グループを脱退し、別のグループに追加で加入することは可能でしょうか。	可能です。	
71	様式	29	様式	5	1	参加辞退届	代表企業が、当初参加登録した応募グループでの参加を辞退し、別のグループに追加で加入することは可能でしょうか。	可能です。	